

## 戸田市景観重要樹木の指定に係る基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、景観法（平成16年法律第11号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく景観重要樹木の指定に係る基準について、必要な事項を定める。

### (基準)

第2条 法第8条第2項第4号の規定による景観重要樹木の指定の方針に基づく当該樹木の指定に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 樹種については特に指定しないものとする
  - (2) 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が概ね1メートル以上であること
  - (3) 樹高が概ね8メートル以上であること
  - (4) 枝幅が概ね8メートル以上であること
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が特に認めるもの
- (その他)

第3条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、平成23年3月23日から施行する。